

＜基本協定書(案)に関する意見と市の見解＞

No	資料名	質問箇所				項目	意見内容	市の見解
		頁	章	節	項			
1	基本協定書 (案)	4				第11条第1項(談合等の不正行為に係る損害の賠償)	特別目的会社(SPC)が談合等の不正行為に起因する違約金へ対応する場合、履行保証保険での対応が難しく、資金調達に際して、金融機関から違約金相当額の積立金留保を求められます。当該積立金は資本金や構成企業による劣後ローン等で対応せざるを得ず、入札参加者の資金負担の増加、または、金利負担の増加など、結果的に提案金額の上昇に繋がる可能性がございます。当該条項の主旨は、構成員・協力企業が責任を負えば十分に果たせるものと思われます。以上を踏まえて、当該条項から「特別目的会社」の文言削除をご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。連帯するSPC及び構成員の関係者間で、適切な負担方法をご検討ください。
2	基本協定書 (案)	4				第11条第1項 談合等の不正行為に係る損害の賠償	本条項については、特別目的会社も連帯して当該違約金を支払うと記載しております。このような違約金があると、資金調達の際に金融機関はSPCに対し、違約金相当額のリザーブ積み立てを求めます。リザーブの積み立ては構成員による資本金積み増しや劣後ローンなどで対応することになり、資金調達コストが増加し、結果として入札額が上昇します。また、サービス対価A-1及びA-2の元本相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10と記載してありますが、本件の想定だと数億円規模の対応が必要になり、資金調達が困難になります。本違約金の支払い義務については構成員や協力企業が負えば、本条項の目的は達成されると思われるため、本条項の対象から特別目的会社を除外していただきたいです。	No.1の回答を参照してください。

＜事業契約書(案)に関する意見と市の見解＞

No	資料名	質問箇所				項目	意見内容	市の見解
		頁	章	節	項			
1	事業契約書 (案)	36	10	2		第75条第1項 (その他契約期間 中の契約の解除)	「独占禁止法」等に基づく契約解除のリスクを事業者(特別目的会社)が負う場合、資金調達に際して、金融機関から違約金相当額の積立金留保を求められます。当該積立金は資本金や構成員による劣後ローン等に対応せざるを得ず、入札参加者の資金負担の増加や金利負担の増加などにより、結果的に提案金額の上昇に繋がる可能性がございます。以上を踏まえて、当該条項の削除をご検討いただけないでしょうか。 もしくは、違約金支払義務は構成員・協力企業にのみ発生するものとし、事業者(特別目的会社)を違約金支払義務の対象から外していただけないでしょうか。	事業契約書(案)第75条第1項第1号乃至第4号及び第6号による事業契約解除に伴う違約金は規定していません。
2	事業契約書 (案)	36	10	2		第75条第1項 (その他契約期間 中の契約の解除)	独占禁止法等に関する違約金は履行保証保険では対応難しく、SPCに責任を課す場合、資金調達に際して金融機関はSPCに対し違約金相当額のリザーブ積み立てを求めます。この積立金は構成員による資本金積み増しや劣後ローンなどで対応することになり、資金調達コストが増加し、結果として入札額が上昇します。 なお、多摩地区で公告されたほかのPFI案件では、事業契約書上では「独占禁止法」等を契約解除の条項として定めないケースが多いようです。	No.1の回答を参照してください。